

関宿領代官所跡の巻

牛久町文化財調査委員

鈴木光夫(牛久小教諭)

豪壮な庄屋造りの居宅

牛久町大字久野に、「大庄屋」と称される旧宅がある。

屋敷は台地の裾部にあり、勾配の急な屋敷内道路をのぼり

切ると裏に山を背負った約百坪という豪壮な母屋につき当

る。これが江戸時代の関宿藩領信太郡七カ村の代官役所であ

った。現在の建物は幕末建築のものとして推定できるが、

屋根は総茅葺。この建物の特徴は、とくに雄大な入母屋造りの

の屋根を持つ玄関にある。玄関は間口二間の八畳間、そして、

まっすぐに十畳間が三室も続き、左側に居間、台所など

約八十坪がある。ここを訪れてみて、はじめて当時の関

宿藩領における大庄屋―代官役所の状況がおおよそ想像でき

た。

一般に大庄屋とは、近世村役人の最上位に置かれ、藩に

よっては惣庄屋、大肝煎、検断、割元、代官などとも称さ

れていた。職掌は上からの触達などの伝達や管内庄屋(名

史跡散策(11)

関宿藩信太郡領

主)の取締、年貢米の徴集や売却、その他簡易な裁判も行ったのである。したがって、藩主から苗字帯刀や格式も付与され、幕末には士分格になるものもあったのである。

明治から数えても百年を経過している今日、庄屋造りのこの種の建物はきわめて少なくなってしまった。その意味で、この「大庄屋」の居宅は永く残されてほしいものの一つであると思われる。ところで、関宿藩常州信太郡領とはどのような地域であったのだろうか。

関宿藩領は、徳川家康が天正十八年(一五九〇)関東入国以後、松平(久松)氏拝領から松平(能見)氏、小笠原氏、北条氏、牧野氏、久世氏、再度牧野氏と移り変わったが、享保三年(一七一八)からは再び久世氏の所領となり、以後は五、六万石領として代々継承拝領、幕末におよんで信太郡領は、この飛地である。牛久町奥野地区の全域及び江戸崎町におよんでいる。当時の村名を列記すると、小坂村、正直村、島田村、奥原村、

領内村々の農民の労苦

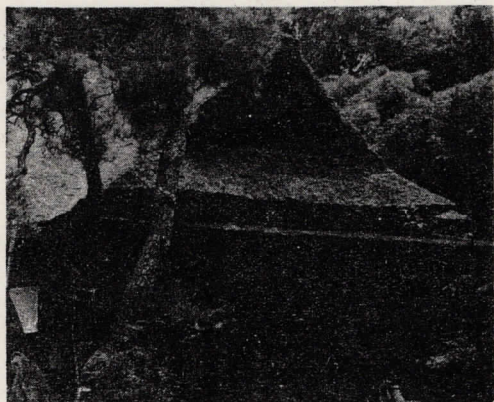
残された史料を検証してみると、近世期は一稀なる深田のみ多分これあり、谷田は木陰引請深田のみ。川通は小野川通至って水窪水損場、いづれも地深にて地味よろしからず」の土地であったという。つまり、この地域の南側を西から東に流れる小野川、

井の岡村、桂村、久野村、大和田村(以上牛久町)、月出里村、沼田村、松山村、時崎村、犬塚村、江戸崎村(以上江戸崎町)の十四カ村を数えることができる。石高は「各村旧高簿」によると総計七三六四石余。このうち、牛久町奥野地区の村々は、小坂村五四一石余、正直村一八四石余、島田村四四七石余、奥原村五九〇石余、井ノ岡村五三七石余、桂村五二六石余、久野村八四三石余、大和田村六六石余、七カ村合計は三七三四石余となり、地形的に見てもほぼ一郷を形づくっていた。ここに七カ村総支配の村役大庄屋―代官役所が置かれたのは当然といえるかも知れない。

そして、農民は年貢米の納入のために他に身請して年季奉公に出る者も少なくなかったのである。

とくに、この関宿藩信太郡領においては、牛久宿とのかわり合いが強く、牛久宿を通る公用人通行のために常時きめられた数の人足や馬を牛久宿まで送らねばならない役目を課せられた。これを定助郷とよんでいるが、実際には人馬を送るかわりに人馬雇代金を差し出して済ましている。奥野地区小坂村の例だと、村高五四〇石余のうち二五〇石分が定助郷勤高に決められていたために文化六年(一八〇九)の場合は、約九両の支払となっていた。これも当時としてはきわめて大金であった。そのほか、小坂村の場合は、水戸徳川家の参府や帰府の際には若柴宿へ人足二七人と馬二五疋を送り助郷の勤めを果すことになっていたため、この雇代金も加算された。水戸一族や家臣重役の水戸道通行も多かったから、村々ではかなりの負担となったのである。

百日紅の花が満開の夏の午後、関宿藩領の代官役所跡へ訪れて、その旧宅の歴史的価値を確かめると同時に、当時真剣に生き抜いた人々の労苦をしみじみと思いおこしてみた。



関宿藩信太郡領 7カ村の代官役所跡

そして支流の乙戸、桂川の流域低地には水田が開け、近世期の農民にとっては基本的な生産であった米作が行なわれていたのであるが、これらの流域低地の水田は常習の水害地、そして深田であった。

このため、農村への貨幣経済が浸透してくる中期ごろから、この地域も次第に荒地が多くなり荒廃現象が見られるようになってくる。とくに天明の大飢饉で語り継がれた天明期(一七八一―一七八八)には小野川の大出水、浅間山

と化し、農民は年貢米の納入のために他に身請して年季奉公に出る者も少なくなかったのである。

とくに、この関宿藩信太郡領においては、牛久宿とのかわり合いが強く、牛久宿を通る公用人通行のために常時きめられた数の人足や馬を牛久宿まで送らねばならない役目を課せられた。これを定助郷とよんでいるが、実際には人馬を送るかわりに人馬雇代金を差し出して済ましている。奥野地区小坂村の例だと、村高五四〇石余のうち二五〇石分が定助郷勤高に決められていたために文化六年(一八〇九)の場合は、約九両の支払となっていた。これも当時としてはきわめて大金であった。そのほか、小坂村の場合は、水戸徳川家の参府や帰府の際には若柴宿へ人足二七人と馬二五疋を送り助郷の勤めを果すことになっていたため、この雇代金も加算された。水戸一族や家臣重役の水戸道通行も多かったから、村々ではかなりの負担となったのである。

百日紅の花が満開の夏の午後、関宿藩領の代官役所跡へ訪れて、その旧宅の歴史的価値を確かめると同時に、当時真剣に生き抜いた人々の労苦をしみじみと思いおこしてみた。